電子入札

入 札 説 明 書

【 調 達 件 名 】

福井公共職業安定所窓口番号呼び出しシステム入替整備

福 井 労 働 局

は じ め に

福 井 労 働 局

この入札説明書は、本件調達に関し会計法その他関係法令に定めるものの他、競争入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1　契約担当官等

支出負担行為担当官　福井労働局総務部長

2　入札に付する事項

（1）調達件名

福井公共職業安定所窓口番号呼び出しシステム入替整備

（2）調達案件の仕様

別添「仕様書」による。

（3）履行場所

別添「仕様書」による。

（4）契約履行期日

別添「仕様書」による。

（5）契約方式

一般競争入札(最低価格落札方式)とする。

（6）電子調達システムの利用

本案件は、電子調達システムにより行なう。ただし、電子調達システムによりがたい者で、紙による入札を希望する場合は、「電子入札案件の紙入札方式での参加について」（**様式６**）を提出して申し出た場合に限り紙入札に代えることができることとする(後述)。

3　競争参加資格に関する事項

（1）予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（2）予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

（3）令和 07・08・09 年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、東海・北陸地域で「物品の販売」の競争参加資格を有し、「Ｂ」・「Ｃ」・「Ｄ」のいずれかの等級に格付けされている者であること。

（4）次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近２年間（⑤及び⑥については２保険年度）の保険料について滞納がないこと。

①厚生年金保険
②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
③船員保険
④国民年金
⑤労働者災害補償保険
⑥雇用保険

注）　各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあっては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあっては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

（5）資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

（６）経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
（７）労働関係法令を遵守していること。
（８）厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
（９）過去１年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。

４　応札の条件について
（１）電子調達システム利用による応札の場合
電子調達システム利用による入札参加希望者は、当該システムに定める手順に従い、次の①から⑨までを令和８年 11 月 20 日（金）17 時 00 分までに同システムにて電子ファイル化（ＰＤＦ等）して添付提出すること（添付書類は持参でも可）。
①「一般競争入札参加申込及び参加資格証明書」（**様式１**）
②暴力団等に該当しない旨の「誓約書」（**様式２**）
③「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」の**写し**
④労働保険の加入が証明できる書類及び労働保険料納入済通知書の**写し**（当年度と前年度分の２年度分）
⑤社会保険等の「保険料納付等に係る申立書」（**様式３**）
⑥社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）の納付が証明できる書類（直近２年分）
⑦自己申告書（**様式４**）
⑧アフターサービス・メンテナンス体制証明書（**様式５**）
⑨仕様内容証明書（**様式任意**）並びにシステム内容及び機器が確認できるカタログ等

（２）紙による応札
紙による入札参加を希望する場合は、上記①から⑨に加えて、
⑩「電子入札案件の紙入札方式での参加について」（**様式６**）
を上記の期限までに当課会計第一係まで提出すること。

５　入札について
（１）入札金額等
ア　入札者は、業務の履行に要する一切の諸経費を含めた契約金額を見積るものとする。
イ　入札金額は直近の実勢価格を踏まえた金額とするとともに、契約期間中に最低賃金額の改定をはじめとする労務費、原材料費、エネルギーコスト等の変動が具体的に見込まれる場合は、当該変動を見込むこと。
ウ　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

（２）入札保証金及び契約保証金
予決令第 77 条第２号、同第 100 条の３第３号の規定に基づき納付を免除する。

（３）入札方法
ア　電子調達システムによる入札の場合
電子調達システムで入札する場合は、当該システムで定める手続きに従い、入札金額を入れること。併せて**入札金額の内訳書（様式任意）**を電子ファイル化（ＰＤＦ等）して添付すること。
なお、通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間に余裕を持って行うこととする。

イ　紙による入札の場合

紙による入札の場合は、「入札書」は（**様式７**）にて作成し、**入札金額の内訳書（様式任意）**と併せて、「封筒記載例」（参考**様式 10**）に基づく封筒に入れ、提出すること。

この場合の封皮には氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官 福井労働局総務部長と記載）及び福井公共職業安定所窓口番号呼び出しシステム入替整備　第○回目　入札書在中　と記載しなければならない。

なお、入札者は、その提出した入札書の引換え、変更または取消しをすることはできない。

また、最低金額入札者が複数ある場合は、電子調達システムを利用した電子くじにより落札者を決定するので、「電子くじ番号登録票」（**様式８**）も合わせて提出する必要があるが、これは封筒には入れずに会計第一係の担当者あてに提出すること。

その他として、郵便、電子メール、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

（４）入札説明会の日時及び場所

実施しない。

（５）提出期限等について

ア　競争入札参加申込書等の受付期限及び場所

令和８年 11 月 20 日（金）17 時 00 分まで

電子調達システム上、又は、紙による入札の場合は

福井市春山１丁目１番 54 号

福井春山合同庁舎 14 階　福井労働局総務部総務課会計第一係

上記４（１）及び（２）に留意すること。

イ　入札書受付期限及び場所

令和８年 11 月 24 日（火）12 時 00 分まで

前記アの場所

上記５（１）～（３）に留意すること。

紙入札の場合は「電子くじ番号登録票」（**様式８**）もこの期限までに提出すること。

（６）入札の無効

ア　入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

イ　誓約書（**様式２**）を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

ウ　国の物品等または特定役務の調達手続きの特例を定める政令（昭和 55 年政令第 300 号）第８条第３項の規定に基づき入札書を受理した場合であって、当該資格審査が開札日時までに終了しない時、または資格を有すると認められなかった時は、当該入札書は無効とする。

エ　その他、必要事項の記載の無い入札書、内容が判然としない入札書、調達委託業務名の表示に重大な誤りがある入札書、入札金額を加除訂正した入札書、独禁法に違反し価格その他の点に関し明らかに公正な競争を不法に妨害したと認められる入札書、当該入札に対する同一人の２以上の入札書は無効とする。

（７）代理人による入札

ア　代理人が電子調達システムにより入札する場合には、当該システムで定める委任の手続きを終了しておかなければならない。

イ　代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称または商号、代理人

であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して「委任状」（**様式９**）を提出しなければならない。

ウ　入札者またはその代理人は、本件調達にかかる入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできない。

6　開札等について

（１）開札予定日時及び場所

令和８年 11 月 24 日（火）13 時 30 分から

福井市春山１丁目１番 54 号　福井春山合同庁舎 14 階　福井労働局会議室

（２）開札の立会い等について

ア　電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合には立会いは不要であるが、入札者またはその代理人は開札時刻には端末の前で待機しておくこととする。

イ　紙による入札の場合

（ア）　開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

（イ）　入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

（ウ）　入札者又はその代理人は、開札場に入場するときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。

（エ）　入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

（３）再度入札等の取扱い

開札をした場合において予定価格の制限の範囲内の価格の入札が無い時は、再度の入札（原則２回を限度）を行うが、再度の入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限る。

電子調達システムにおいては、通知書に示す時刻までに再度の入札を行うものとする。

7　落札者の決定について

ア　入札説明書等の要件を全て満たした入札書を提出した入札者であって、予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ　落札者の決定後、同結果を電子調達システム上及び当局ホームページ上で公表する。

8　その他

（１）契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本通貨

（２）契約書の作成

ア　契約年月日は令和８年 12 月１日（火）の予定である。

イ　契約条項は、「契約書（案）」（**様式 11**）の予定である。

（３）契約関係書類の取り扱いについて

押印が省略された契約関係書類が提出された場合は以下のように取り扱う。なお、契約書の押印は省略できないので留意すること。

ア　担当者等から提出される契約関係書類については、事業者としての決定であること。

イ　押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があり得ること。

（４）違約金等について

落札した者が契約を締結しない場合、入札金額の 100 分の５に相当する金額を違約金として納めなければならない。

（５）人権尊重への取り組み

入札参加者は、入札書の提出（GEPS の電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月 13 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

９　本件調達に関する照会先

福井市春山１丁目１番 54 号　福井春山合同庁舎 14 階

福井労働局　総務部総務課 会計第一係　担当　小中（こなか）

ＴＥＬ：0776－22－2655

Mail：konaka-keito.9e6@mhlw.go.jp

10　電子調達システムについて

電子調達システムを利用するためには、環境の準備、電子証明書の取得、政府電子調達（GEPS）への利用者登録が必要である。

・調達ポータル　ＵＲＬ　https://www.p-portal.go.jp

別添資料

仕様書

添付様式

- 一般競争入札参加申込及び参加資格証明書 …… 様式 1
- 誓約書 …… 様式 2
- 社会保険等の「保険料納付等に係る申立書」 …… 様式 3
- 自己申告書 …… 様式 4
- アフターサービス・メンテナンス体制証明書 …… 様式 5
- 電子入札案件の紙入札方式での参加について …… 様式 6　(記載例含む)
- 入札書 …… 様式 7　(※紙入札用)
- 電子くじ番号登録票 …… 様式 8　(※紙入札用)
- 委任状 …… 様式 9　(※紙入札用)
- 封筒記載例 …… 様式 10　(※紙入札用)
- 契約書 (案) …… 様式 11

様式１

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　福井労働局総務部長　殿

所在地
名称
代表者

一般競争入札参加申込及び参加資格証明書

下記の調達案件について、一般競争入札の参加を申し込みます。
また、入札参加者に必要な下記の資格を有することを証明します。

記

１　調達案件名
　福井公共職業安定所窓口番号呼び出しシステム入替整備

２　競争に参加する者に必要な資格に関する事項の証明について
①予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。
　なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
②予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
③令和 07・08・09 年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、東海・北陸地域で「物品の販売」の競争参加資格を有し、「Ｂ」・「Ｃ」・「Ｄ」のいずれかの等級に格付けされている者であること。
④労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険・船員保険又は国民年金の未加入及びこれらに係る保険料の滞納がないこと（入札書提出期限の直近２年間の保険料の滞納がないこと。）。
⑤資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
⑥経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
⑦労働関係法令を遵守していること。
⑧厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
⑨過去１年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。

３　入札参加業者情報

１　事業所名	
２　郵便番号・所在地	〒　　－
３　代表者名	
４　代表者役職	
５　代表者電話番号	
６　担当者所属名称	
７　担当者名	
８　担当者郵便番号・所在地	〒　　－
９　担当者電話番号	
10　担当者メールアドレス	

様式２

誓　約　書

□　私

□　当社

は、下記１及び２のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又この誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

１　契約の相手方として不適当な者

(1)　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2)　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3)　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4)　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5)　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

２　契約の相手方として不適当な行為をする者

(1)　暴力的な要求行為を行う者

(2)　法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

(3)　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

(4)　偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

(5)　その他前各号に準ずる行為を行う者

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官

福井労働局総務部長　殿

所在地

社　名

代表者名

個人の場合は生年月日を記載すること。

法人の場合は、役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

役 員 名 簿

法人名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

役　職	氏　名	生年月日

※入札参加申込書提出日現在の役員全員分を記入すること。

※既存の名簿、住所録等で氏名・生年月日の記載があれば様式は問わない。

様式３

保険料納付等に係る申立書

１．当社（私）は、直近２年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近２保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

２．当社（私）は、現在厚生労働省から指名停止の措置を受けておりません。また、提出日時点において指名停止措置を受ける見込みもありません。

３．当社（私）は、直近１年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあっては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないことを申し立てます。

４．当社（私）は、契約者となった後に、契約に基づく報告事項（法令違反や反社会勢力による不当介入等）が生じた場合には速やかに報告します。再委託先について報告事項があることを知った場合にも同様に対応します。

この申立書に虚偽があった場合は、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金等を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、申立に係る事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和　　年　　月　　日

住　　所

商号又名称

代表者氏名

支出負担行為担当官

福井労働局総務部長　殿

様式4

自己申告書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1　厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
2　過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
3　事業の実施に当たっては、各種法令を遵守すること。
4　契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
5　前記1から4について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和　　年　　月　　日

住　　所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官
　福井労働局　総務部長　殿

様式５

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官

　福井労働局総務部長　殿

〇〇市〇〇〇〇丁目〇〇番

〇〇〇〇〇株式会社

代表取締役〇〇〇〇

アフターサービス・メンテナンス体制証明書

　令和８年 10 月 日付けで入札公告のありました、下記の入札に参加するに当たって、物品納入・メンテナンスに係るサービス体制が別紙のとおり整備されていることを証明します。

記

福井公共職業安定所窓口番号呼び出しシステム入替整備

様式５　別紙

アフターサービス及びメンテナンスの体制

福井公共職業安定所

一次対応者

会　　社　　名：

所　　在　　地：

電　話　番　号：

担　　当　　者：

担当者電話番号：

※オンサイト保守であり、障害発生時に迅速に対応が可能なこと。

※メーカーを問わず窓口番号呼び出しシステムの販売実績及び保守実績があること。

※納入予定のシステムにかかる保守対応が可能なこと。

二次対応者

会　　社　　名：

所　　在　　地：

電　話　番　号：

担　　当　　者：

担当者電話番号：

※一次対応者では、障害復旧が困難な場合に限る。

※迅速な障害復旧が求められる為、復旧までの対応は二次対応者までで完結すること。

様式６

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　福井労働局総務部長　　殿

所　在　地
商号又は名称
代表者氏名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記の調達案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

１　調達案件名
　　福井公共職業安定所窓口番号呼び出しシステム入替整備

２　電子調達システムでの参加ができない理由

様式６　記載例

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　福井労働局総務部長　　殿

所　在　地
商号又は名称
代表者氏名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記の調達案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

１　調達案件名
　福井公共職業安定所窓口番号呼び出しシステム入替整備

２　電子調達システムでの参加ができない理由

（記入例）

電子調達対応のシステム環境が整っていないため 等

様式７

入　札　書

件名：福井公共職業安定所窓口番号呼び出しシステム入替整備

金　額 (消費税抜)									

本件に係る入札説明書を承諾の上、上記の金額をもって入札します。

令和　　年　　月　　日

住　　所

商号又は名称

代表者の氏名

代　理　人

支出負担行為担当官
　福井労働局総務部長　殿

（注）１　金額は算用数字で表示し、あたまを¥で止めること。

２　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積った契約金額の 110 分の 100 に相当する額を入札書に記載すること。

様式８

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　福井労働局総務部長　殿

事業場名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

担当者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電 子 く じ 番 号 登 録 票

【案件名】福井公共職業安定所窓口番号呼び出しシステム入替整備

【電子くじ番号】			

同価の落札となった場合に、電子くじにより落札者を決定することになりますので、任意の３桁の数字を記載してください。

※　３桁の数字を入力しないと電子調達システムに登録することができず開札ができません。
※　登録した電子くじ番号（３桁の数字）に、紙入札情報を登録した時間のミリ秒（３桁の数字）を加算したものが確定くじ番号となります。

参考（予算決算及び会計令　抜粋）

第 83 条

落札となるべき同価の入札をしたものが２人以上あるときは、契約担当官は直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。

２　前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。

様式９

委　任　状

今般、（役職・氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を代理人として下記の事項の入札及び見積もりに関する一切の権限を委任します。

記

委任事項　：福井公共職業安定所窓口番号呼び出しシステム入替整備

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
福井労働局総務部長　殿

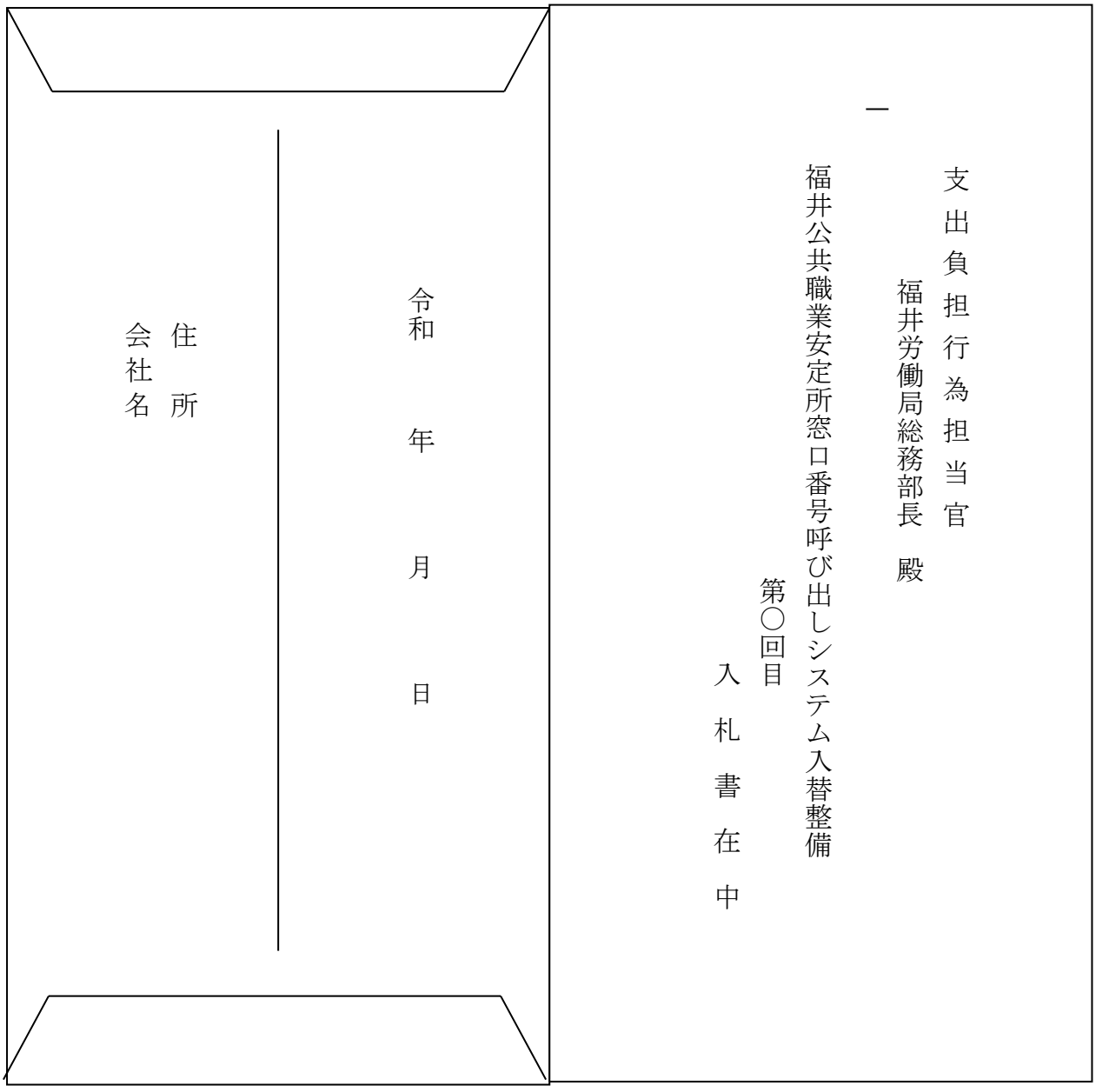
住所

名称

代表者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

様式 10

封　筒　記　載　例 (紙入札の場合のみ)



様式 11

契約書（案）

支出負担行為担当官　福井労働局総務部長　小林　央（以下「甲」という。）と株式会社〇〇〇〇代表取締役 〇〇 〇〇（以下「乙」という。）は、下記の件について次の条項により契約を締結する。

なお、現品を甲の指定する場所に納入（搬入の場合も含む。以下同じ。）するまでに要する費用は、契約金額中に含むものとする。

記

契約件名 福井公共職業安定所窓口番号呼び出しシステム入替整備

契約金額　金〇，〇〇〇，〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税額金〇〇〇，〇〇〇円）

（消費税額及び地方消費税額は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び 72 条の 83 の規定に基づき、契約金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。）

契約保証金　免 除

（信義誠実の原則）

第１条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行しなければならない。

（納入場所及び期限）

第２条 現品の納入場所及び納入期限は、次のとおりとする。

納入場所　別添 仕様書の記載のとおり

納入期限　令和９年１月 31 日（日） まで

（納品検査）

第３条 乙は、現品を納入しようとするときは、別紙 業務完了報告書により甲の指定する検査職員に報告するとともに、あらかじめ希望日時、場所、品名、数量等の必要事項を通知し、立会の上検査を受けなければならない。

２ 甲は、前項により納入の通知を受けた日から 10 日以内に検査を実施するものとする。

３ 納入現品は、仕様書その他甲が指示する内容に適合するものであり、甲の行う検査に合格したものでなければならない。

４ 検査に必要な費用は、乙の負担とする。

（所有権の移転及び危険負担）

第４条 納入現品の所有権は、甲が、検査の結果、合格品と認め、検印を押捺し、合格品を受領し、乙にその受領証を交付したときに移転する。

2 所有権移転前に生じた現品の亡失・毀損その他一切の責任は、乙の負担とする。ただし、甲の故意又は重大な過失によって生じた場合は、この限りでない。

3 天災その他不可抗力又は甲及び乙の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなった場合は、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

（不合格品引取）

第５条 乙は、検査の結果不合格となったときは、甲が指定する期限までに、現品を撤去しなければならない。

2 甲は、前項の期限経過後、乙の負担において、その現品を他の場所に運搬し、第三者に保管を託すことができる。

（納期の有償延期）

第６条 乙は、次条に規定する事由以外の事由によって納入場所及び納入期限に現品の納入ができないときは、その事由を詳記して、期限内に延期を請求することができる。

2 甲は、前項の場合において、特にやむを得ない事情と認められるものに限り、遅滞料を徴収して延期を許すことができる。

（納期の無償延期）

第７条 乙は、天災地変その他自己の責に帰し難い事由により納入場所及び納入期限に現品の納入ができないときは、その事由を詳記して、期限内に延期を請求することができる。

2 甲は、前項の場合において、その請求が正当と認めたときは、遅滞料を免除して納期の延期を許すことができる。

（遅滞料）

第８条 遅滞料は、その期限の翌日から起算して、遅滞日数に応じ、その未納付分に相当する金額に対し、年 3.0 パーセントの割合で計算した額とする。

（契約の解除）

第９条 甲は、いつでも自己の都合によって、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合に乙は、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を、違約金として甲の指定する期間内に国庫に納付しなければならない。なお、第３号から第５号に該当すると認められるときは、何らの催告を要しない。

（１）第６条及び第７条の規定により延期が認められた場合を除き、納入期限に合格品の受渡を終了しないとき。

（２）乙の都合により、乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき。

（３）乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

（４）甲が行う現品の検査又は納入に際し、乙又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正行為があると認められるとき。

（５）第 26 条の規定に違反したとき。

3 甲は、乙について民法第 542 条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契

約の全部又は一部を解除することができる。

4 甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

（損害賠償）

第 10 条 乙は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたときは、甲に対し、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、この契約の履行に着手後、前条第１項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日から 10 日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

3 甲は、前項の請求を受けたときは、合理的な根拠に基づき協議の上、相当と認められる金額を賠償するものとする。

（談合等の不正行為に係る解除）

第 11 条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（1）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第７条又は同法第８条の２（同法第８条第１号若しくは第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第７条の４第７項若しくは同法第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（2） 乙又は乙の代理人が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第１項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

（3）競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。

（4）乙又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。

（5）第３項の規定による報告を行わなかったとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第７条の４第７項又は同法第７条の７第３項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

3 乙は、第１項第３号又は第４号の事実（再委託先に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第 12 条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の 100 分の 10 に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

（１）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条又は同法第８条の（同法第８条第１号若しくは第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

（２）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

（３）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条の４第７項又は同法第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（４）乙又は乙の代理人が刑法第 96 条の６若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第１項の規定による刑が確定したとき。

（５）前条第１項第３号、第４号又は第５号のいずれかに該当したとき。

２　乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

３　第１項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

第 13 条　乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 3.0 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（契約金額の支払）

第 14 条　乙は、第３条に規定する検査を受け、これに合格した場合は支払請求書を作成し、甲へ提出するものとする。　なお、請求書の宛名は「支出官　福井労働局長」とすること。

２　甲は、乙より適法な支払請求書を受理した日から 30 日以内にその対価を支払わなければならない。

（支払遅延利息）

第 15 条　甲は、自己の責めに帰すべき事由により、前条第２項の期限までに対価を支払わないときは、その翌日から起算して支払う日までの日数に応じ、当該未払金額に対し昭和 24 年 12 月大蔵省告示第 991 号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額（百円未満切捨）を遅延利息として乙に支払うもの。

（権利義務の譲渡等）

第 16 条　乙は、甲の承認を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第１条の３に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第２条第３項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成 16 年法律第 154 号）第２条第２項に規定する信託会社に対して債権を譲渡する場合は、この限りでない。

２　乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

（属性要件に基づく契約解除）

第 17 条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

（５）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第 18 条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（１）暴力的な要求行為

（２）法的な責任を超えた不当な要求行為

（３）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

（４）偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為

（５）その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第 19 条 乙は、前２条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

２ 乙は、前２条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

（下請負契約等に関する契約解除）

第 20 条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

２ 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（契約解除に基づく損害賠償）

第 21 条 甲は、第９条第２項、同条第３項、第 17 条、第 18 条、第 20 条第２項、第 24 条及び第 27 条第２項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

２ 乙は、甲が第９条第２項、同条第３項、第 17 条、第 18 条、第 20 条第２項、第 24 条及び第 27 条第２項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第 22 条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（厚生労働省所管法令違反に係る報告）

第 23 条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

（厚生労働省所管法令違反に係る契約解除）

第 24 条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（１）乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。

（２）乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。

（３）乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第１号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

２ 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

（厚生労働省所管法令違反に係る違約金）

第 25 条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 100 分の 10 に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

２ 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

３ 第１項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（秘密の保持）

第 26 条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知り得た事実を第三者に洩らし、又はこの契約の目的以外

に利用してはならない。

（納品物が契約の内容に適合しない場合の措置）

第 27 条 甲は、第３条に規定する納品検査に合格した納品物を受領した後において、 当該納品物が契約の内容に適合していないこと（以下「契約不適合」という。）を知った時から１年以内に（数量又は権利の不適合については期間制限なく）その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第２号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第１号の履行を催告することを要しないものとする。

（１） 甲の選択に従い 、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと

（２） 直ちに代金の減額を行うこと

２ 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。

３ 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合は、第１項の通知期間を経過した後においてもなお前２項を適用するものとする。

（紛争又は疑義の解決方法）

第 28 条 この契約の履行に当たり、甲及び乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じ甲乙協議の上、解決するものとする。

２ 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については福井地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（賃金・物価変動に伴う契約金額の変更協議）

第 29 条　甲又は乙は、契約期間中において、労務費、原材料費、エネルギーコストその他の契約締結時に想定し得なかった経済事情の著しい変動により、契約金額が適当でなくなったと認めるときは、相手方に対して契約金額の変更を申し出ることができる。

２　前項の申出があった場合、甲及び乙は、変更の要否及び変更後の契約金額について、誠実に協議を行うものとする。

３　甲は、前項の協議に当たり、乙から提出された労務費、原材料費、エネルギーコストその他の価格変動に関する資料を踏まえ、迅速かつ適切に対応するものとする。

４　協議の結果、契約金額を変更する必要があると認められる場合は、甲乙協議の上、変更契約を締結するものとする。

（存続条項）

第 30 条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第９条第２項、第 10 条、第 12 条、第 13 条、第 15 条、第 19 条、第 21 条、第 25 条、第 26 条、第 27 条、第 28 条及び本条はなお有効に存続するものとする。

この契約の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　８年　　月　　日

甲　福井県福井市春山１丁目１番 54 号
支出負担行為担当官
福井労働局総務部長　　小林　央　　㊞

乙　〇〇県〇〇市〇〇
株式会社　〇〇〇〇
代表取締役　　〇〇　〇〇　　㊞

（別紙）

令和　年　　月　　日

検査職員

福井労働局　総務部総務課

会計第一係長　殿

（社名）

（住所）

（氏名）

業務完了報告書

１．契約件名　福井公共職業安定所窓口番号呼び出しシステム入替整備

２．履行期限　　令和９年１月 31 日（日）

上記の業務について、令和　年　月　日をもって完了したので、本件契約書第３条に基づき報告します。